



福岡県医師会第1103号(地)
平成18年 8月25日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



長崎県医師国民健康保険組合の給付割合の改正について(通知)

標記の件につきまして、長崎県医師国民健康保険組合より別紙のとおり通知
がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。
なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
医 師 組 合 員	8 割	7 割
医 師 家 族		
従 業 員 組 合 員		
従 業 員 家 族		

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法の定める給付割合。

2. 施行年月日 平成18年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



崎医国発第50号
平成18年7月28日

各都道府県医師会長様

長崎県医師国民健康保険組合
理事長 井石哲哉
(公印省略)

給付割合の変更について

盛夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当組合の事業運営につきましては、平素から格別のご指導ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、平成18年7月22日開催の第95回組合会において規約の一部改正を議決し、下記のとおり給付割合を変更することになりましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴管下会員に周知願いたく、ご多忙中とは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 給付割合

区 分	変 更 前	変 更 後
医師組合員	8割	7割
医師家族		
従業員組合員		
従業員家族		

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健対象者については、
法に定める給付割合

2. 施行年月日 平成18年10月1日

